

(様式第1号)

平成27年度第3回芦屋市総合計画審議会 会議録

日 時	平成27年8月6日(木) 19:00 ~ 21:00
場 所	芦屋市役所南館4階 大会議室
出 席 者	会 長 林 昌 彦 副 会 長 今 川 晃 委 員 工 藤 和 美, 上 月 敏 子, 寺 見 陽 子 寺 前 尊 文, 徳 田 直 彦, 福 井 美 奈 子 内 山 忠 一, 野 村 智 子, 堀 晃 二 粟 井 泰 行, 西 村 京 市側出席者 山 中 健 (市長) 佐 藤 徳 治 (副市長) 山 口 謙 次 (総務部長) 脇 本 篤 (総務部参事 (財務担当部長)) 北 川 加 津 美 (市民生活部長) 寺 本 慎 児 (福祉部長) 三 井 幸 裕 (こども・健康部長) 古 田 晴 人 (市立芦屋病院事務局長) 辻 正 彦 (都市建設部長) 山 城 勝 (都市建設部参事 (都市計画・開発事業担当部長))
欠 席 者	委 員 小 田 脩 造
事 務 局	米 原 登 己 子 (企画部長) 稗 田 康 晴 (企画部主幹 (総合政策担当課長)) 吉 泉 里 志 (政策推進課主査) 橋 詰 清 一 朗, 松 原 良 (政策推進課係員) 島 崎 耕 一, 善 積 康 子 (コンサルタント)
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議題

ア 前回の会議録について

イ 後期基本計画（原案）【第2章】、【第4章】について

ウ その他

4 閉会

2 配布資料

次第

配席図・委員名簿

前回会議録

3 審議経過

(林 会長) 定刻となりましたので、ただ今より、第3回芦屋市総合計画審議会を始めます。2時間という時間ですが集中して協議を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議事に入る前にまず、会議の公開について確認したいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局：稗田課長) 芦屋市情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により、非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。本日の議題につきましては特に非公開とするものはございませんので、公開することにしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(林 会長) 説明にありましたように特段非公開にする理由は見当たらないため、公開にしたいということですが、いかがでしょうか。

(委員) 異議ありません。

(林 会長) 皆様の了解をいただきましたので、公開とさせていただきます。

これより会議の傍聴を認めたいと思います。傍聴者はいらっしゃいますか。

(事務局：稗田課長) 本日、傍聴者はおられません。

次第3 議事(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(林 会長) それでは、これより議事(次第3)に入りますが、まず本審議会の成立要件の確認をしますので事務局より報告をお願いします。

(事務局：稗田課長) 審議会規則第3条第2項で「審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。」とされています。本日は、小田委員が欠席で、現時点で委員14名中13名がご出席ですので、この会議は成立しております。

(林 会長) 説明にありましたように本審議会は成立していますので審議に入ります。

次第3 議事(2) 署名委員の指名

(林 会長) 続いて、本日の会議録の署名委員の指名をさせていただきます。配席順に2名ずつとしていますので、工藤委員、寺前委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次第3 議事(3) ア 前回の会議録について

(林 会長) 事務局より、説明をお願いします。

(事務局：稗田課長) 前回の会議録につきまして、会議終了後会議録の案を作ったものを、各委員に送付して確認いただきました。その内容を反映したものをお手元にお配りしています。内容について特に問題なければ、これで確定したいと思います。

(林 会長) 机上有る会議録をご確認いただきたいと思います。ご意見、

ご質問はありませんか。

(委員) 異議ありません。

(林 会長) それでは、小田委員は本日欠席なので、後日署名いただきます。前回お願いした署名委員である、上月委員には、本日の会議終了後に署名をお願いします。

次第3 議事(3)イ 後期基本計画(原案)【第2章】、【第4章】について

(林 会長) 本日は後期基本計画(原案)第2章と第4章について、議論いただきます。

後期基本計画(原案)P.50の第2章の最初に目標体系図があります。ここに目標とする10年後の芦屋市の姿が掲載されていますので、この順番に議論を進めていきたいと思います。基本構想の関連箇所について、事務局より簡単に説明をお願いします。

(事務局：稗田課長)「第4次芦屋市総合計画」第2章と第4章に沿って説明(省略)

なお、本日施策に関連する担当職員が出席しているので紹介します。山口総務部長、脇本財務担当部長、北川市民生活部長、寺本福祉部長、三井こども・健康部長、古田病院事務局長、辻都市建設部長、山城都市計画・開発事業担当部長です。本日は事務局に加えまして、このメンバーで対応させていただきます。

(林 会長) 第2章はP.50にあるように大きく4つの柱に分かれています。「6-1」、「6-2」を併せて意見をお願いします。

(内山委員) P.55の「6-2-1」の「①市民の信頼を得て、に安心できる」の「得て」の後に入る文言を教えてください。

(事務局：稗田課長) 確認します。

(野村委員) P.53の「6-1-1」の指標を、大腸がん、麻しん及び風しんと特定している理由を教えてください。芦屋市で特に大腸がんが多いからこの指標を選んだのでしょうか。また、症的に芦屋市の特徴があれば教えてください。

P.53の「6-1-2」についてです。中学校給食については

「4-1」でも少し触れてはいますが、せっかく今年度秋から始まり、この5年間でほぼ完了する事業なのに、しっかりは触れていません。中学校の食育についても、ここか、「4-1」のどちらかで触れたほうがよいと思います。

P.53の「6-1-3」の「ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合」の平成24年の現状値は、どこからきた数値なのかが分からないので、教えてください。

P.54の「6-2」の「2 前期の取組成果と後期の課題」の6行目で、「地域医療支援病院の承認及びがん診療連携拠点病院の指定については未達成となっています」とありますが、達成に向けた後期5年間の取組が出ていません。達成することをあきらめたのか、達成の必要がなくなったのかなど、なぜ取組に出ていないのかを教えてください。

P.55の「6-2-2」の指標「救急救命士の救急業務従事者数」、「認定救急救命士の救急業務従事者数」のめざす値は、芦屋市の規模として妥当なものですか。本来はもっと必要なのか、これが丁度よい数値なのか、どのような基準でこの数値を出したのかを教えてください。

P.55の「6-2-2」の指標「軽症者数／救急搬送人員」は、50%を目指すとなっていますが、全国的にも下がる傾向にあります。ネットで調べたところ、北海道は50.7%、東京消防庁は平成25年で49.9%でしたので、もっと下を目指してもよいと思います。それとも、これ以下の数値を目指すのは常識的に難しいのかどうかを教えてください。

P.56の指標「ジェネリック医薬品の使用率」のめざす値が60%ですが、厚生労働省の目標は、平成30年で60%以上です。平成32年のめざす値としては、100%はありえませんが、もっと上を目指せるのではないのでしょうか。それとも60%が妥当な数値なのではないのでしょうか。もっと上を目指せるなら、厚生労働省の目標数値より2年後の数値として、上を目指すのがよいと思います。

(林 会長) 回答できるものがあれば、事務局からお願いします。

(事務局：稗田課長) 救急救命士の数が本市の規模として妥当なものかどうかについてです。現在消防では、救急隊が4隊で係が2つあるため、8隊です。めざす値としては、1隊につき2人の救急救命士とし、うち1人を認定救急救命士として配置することとして算出しました。

(林 会長) ご質問は、その数値が芦屋市の規模として妥当なのかどうかということですか。

(事務局：稗田課長) 本市の規模で考えると、現在の救急体制は適切な規模と聞いているため、その数値を元に目標を算出しました。

(福井委員) P.53の「6-1-3」の「こころの健康について気軽に相談できるように関係機関と連携し支援します」の文言についてです。「こころの健康」は、なかなか表面に見えにくいもので、相談は本人または家族からあります。「気軽に相談してほしい」という行政側の気持ちは伝わってきますが、「こころの健康」をうまく保てない人にとって、「気軽に相談できる」という表現は、健常者に立った表現と感ずると思います。こだわり過ぎかもしれませんが、少し気になりました。原案では、他にも「気軽に」という言葉が多用されていますが、「こころの健康」に関しては、適切かどうかは分かりませんが、「安心して相談できる」などの表現のほうがなじむと思います。具体的な文言については、もう少し適切なものを考えていただければと思います。

(今川副会長) 野村委員のご質問と関連しますが、芦屋市健康増進・食育推進計画等の個別計画でも、詳細な数値目標が定められていると思います。基本計画、基本構想があって個別計画が策定されますが、その結果として、大腸がんなどの受診率をあえて総合計画に書くということは、その分野が特に達成率が悪く、今後達成が必要ということを意味していると思います。そのような背景から、「6-1-1」と「6-1-2」の指標が挙げられていると考えてよいでしょうか。芦屋市健康増進・食育推進計画各計画も総合計画

に基づいて、平成29年度までに第3次が策定されると思います。これらを指標に取り上げた理由についてお話しいただけるとありがたいです。

(徳田委員) まず会議の進め方についてですが、質問をしても回答がないままなのは進め方としてどうかと思います。

それはそれとして意見を述べます。P.55の救急車の利用についてです。国も検討していますが、救急車の有料化が盛んに言われており、軽傷者が救急車を利用した場合は有料にするなどの方法が考えられているようです。「6-2-2」の③で「市民に周知・啓発を行い」となっていますが、特定の人が頻繁に安易に救急車を呼ぶ傾向があると聞いているため、不適切な利用をしない多くの人に周知・啓発を行っても、効果はないと思います。ポイントを絞って周知した方がよいと思います。「真に救急車を必要とする傷病者に迅速な対応ができるよう、救急車の適正利用を促進します」という中に意味を含ませて、不適切な利用者には直接的に言うなどのほうがよいと思います。

P.56のジェネリックですが、厚生労働省の指針以上に、経済財政諮問会議で平成32年に80%超えの目標を示しています。2017年半ばで70%以上、2018年から2020年の間に80%以上達成という方針があります。社会保障費は、2018年までに概算で1.5兆円増加すると言われていています。めざす値として60%は緩いのではないかとこのことを意見として申し上げます。

(林 会長) ご指摘がありました。できるだけ委員間で議論したいと思いますが、事実の確認は、原案を作成した側でなければ分かりません。この場で回答いただけないものは、後で回答をまとめて出されますか。それとも原案の修正案として出され、それについて意見を言うことになるのでしょうか。

(事務局：稗田課長) この場で回答できるものは、できる限りお答えします。この場で回答できないものは、後日まとめて回答します。

(市側：古田局長) P.54の「6-2」の「2 前期の取組成果と後期の課題」の

6行目で、「地域医療支援病院の承認及びがん診療連携拠点病院の指定については未達成となっています」について回答します。前段の地域医療支援病院（の許可基準）は原則200床以上ですが、芦屋病院は現在199床のため県の許可がいただけない状況です。ただし、地域医療支援病院には、地域の診療機関に教育したり、開放病床を利用させていただくなどの様々な機能がありますが、それらの機能は、現在もきちんと実施できています。承認をいただきたいと我々は希望していますが、その権限は県に委ねられているため、昨年10月に、兵庫県の自治体病院開設者協議会から要望書を出しています。機能としては成り立っているものの、承認がいただけていない状況です。

がん診療連携拠点病院は、「がんの手術ができる」、「血液腫瘍の治療（化学療法）ができる」、「放射線治療ができる」という3つの機能が必要ですが、芦屋病院では放射線治療は行っていません。そのため、がん診療連携拠点病院の指定が受けられません。ただし、今年2月に、がん診療連携の準拠点病院の指定を受けました。準拠点病院というのは、芦屋病院でできない放射線治療を他の機関と連携して対応することで、がん診療連携拠点病院としての機能を有するとして認証が得られるものです。がん診療連携拠点病院の指定を目指したものの承認はいただけていませんが、準じた機能は既に有しているということです。

（市側：三井部長） P.53の「6-1-1」の指標を大腸がんと麻しん、風しんに特定している理由についてお答えします。第2次芦屋市健康増進・食育推進計画でも様々な目標値を設けており、予防接種は風しんを目標に掲げています。がんについては、他の項目の数値も挙げていますが、その中で、もっとも受診率が高かったものを代表として挙げています。

P.53の「6-1-3」の「ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合」の平成24年の現状値は、第2次の計画を作るにあたり平成24年11月に実施した市民アンケートに基づく数値で

す。

(林 会長) 他にご意見はありませんか。

(寺前委員) 3点あります。

P.53の「6-1-1」で、「大腸がん検診の受診率」を30.4%から50%に引き上げる目標値がありますが、今週、大腸がんによる死亡率が胃がんを抜いてトップになったという報道がありました。被保険者の方々にも、大腸がんに対する関心度や危機感が高まっているため、このような社会情勢を踏まえて60%くらいの高い目標を掲げて取り組んでいただきたいと思います。

P.55の「6-2-1」で、紹介率と逆紹介率を指標に掲げていますが、分母の考え方が分かりにくいです。もう少し分かりやすい表現はないのかと思います。紹介率が71.5%から72.3%ということですが、減少傾向にあるなら横ばいでも理解できますが、横ばい程度の目標なら、あえて掲げる必要はないと思います。減少傾向にある中で、横ばいを保つことが高い目標になるなら、それでもよいと思いますが、いずれにしても分母が分かりにくいです。

P.56の「6-2-3」の指標「ジェネリック医薬品の使用率」は、めざす値の数値が弱いと感じます。施策目標推進部が芦屋病院なので数値が低いのかもかもしれませんが。保険課で、ジェネリック医薬品に変更した際の医療費の抑制効果をPRしていると思いますが、そのような取組で、我々としてもジェネリック医薬品に対する期待が高まっているため、もう少し高い数値を掲げたほうがよいと思います。

(市側：北川部長) ジェネリック医薬品について3人の委員からご意見がありました。現在国が示している数値は、平成30年で60%ですが、徳田委員からご指摘があったように、80%以上という数値も検討されています。P.53の「6-1-1」の指標「国民健康保険特定健診の受診率」のめざす値である60%は、平成29年度までの数値で、これも国が示している数値です。林会長から事前に、「どこかに、

『国がめざすべき数値』という表現を入れる工夫が必要ではないか」というご意見があったため、表現としては、数値ではなく、「国が求める目標数値」という表現に置き換えるなどの工夫が必要だと思っています。

(林 会長) 私が言いたかったのは、60%という数値の根拠が分からなかったということで、「国が求める目標数値」という表現がよいと言ったわけではありません。また、委員の皆様は、国が示した数値をそのまま受け入れることが良いとは思っていないように思います。より高い数値、または芦屋市の実態に合った数値を目標として掲げるべきだという考えだと思います。

(市側：北川部長) ジェネリック医薬品については、国が、80%を目指しているということなので、いずれは、その数値に置き換えることになると思います。それも踏まえて、「国が示す目標数値」という表現が良いのではということです。

P.53の「6-1-1」の指標「国民健康保険特定健診の受診率」も、今後変わってくると思いますので、同様に、そのような表現がよいのではと思っています。

(徳田委員) 「ジェネリック医薬品を使えば、国保会計に影響して、芦屋の税金の使い道の節約になる」ということをもっと市民に呼び掛ければ、もっと利用が増えるかもしれません。ジェネリック医薬品にすれば安く購入できるだけでなく、医療費に影響するということを市民に周知すれば、市民もジェネリック医薬品にすることで、市の会計の節約になると分かってきます。それをどこかに盛り込んでもよいと思います。芦屋市の総合計画に、「国が示す目標数値」を入れるとなると、自治体の独自性、自発性がないことにならないかと危惧します。

(事務局：稗田課長) 内山委員からご質問のあった、P.55の「6-2-1」の「①市民の信頼を得て、に安心できる」の「得て」の後に入る文言は「市民」でしたが、前段の「市民の信頼を得て」と重複するため、「市民に」を削除した際に「に」だけが残ってしまいました

た。

(市側：古田局長) P.55の「6-2-1」の指標の、紹介率と逆紹介率についてですが、この算定式は国の示す計算式によるものですが、計算式がかなり複雑なので、分かりやすくするために、指標の次にかっこ書きで、「他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合」と記載しています。同様に逆紹介率は、「市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合」です。この数値が横ばいか減少傾向かという点についてですが、国が一定の基準を示しており、紹介率は40%以上、逆紹介率は60%以上あれば地域医療支援病院として、地域に密着した病院であるとみなされます。それに比べれば、芦屋病院は非常に高い数値で推移しています。めざす数値は、芦屋病院で作っている5か年計画である中期経営計画の中から、平成32年度の数値を採用しています。

(寺前委員) 高い水準で運営されているということで、そのうえで設定されためざす値ということで、納得しました。

(林 会長) 指標の目標値は、設定の理由として、国が示したものがあるという確認をしました。その数値が芦屋市の目標として適切かどうかについては、議論したいと思います。

続いて、「目標とする10年後の芦屋の姿」の7に移ります。施策目標が3つありますが、ここでも一括して議論したいと思います。ご意見、ご質問をお願いします。

(内山委員) P.58とP.60に関連するのですが、P.58の「7-1」の「2前期の取組成果と後期の課題」の3つ目の段落に「生活困窮者の自立支援」について記載されており、P.60にも記載があります。生活困窮者については、今年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されていますが、それが表に出てきていません。そのため、P.58の4行の内容は、市の独自施策として誤って受け止められないかが懸念されるため、生活困窮者自立支援法について、触れたほうがよいと思います。

(野村委員) P.59の「7-1-1」の①で、「地域の福祉課題について考

え、解決に向けて取り組む市民が増えるように」とありますが、このような会議に参加する人の中には、同じような会議がいくつもあると感じている人があります。精査して効率的な会議を行うということを市民に伝えるほうがよいと思います。

P.59の「7-1-1」の指標で、「総合相談窓口の相談件数」の「総合」は、福祉のみの総合なのか、すべてにおける総合なのかが分かりません。福祉のみなら、それが分かる表現にしたほうがよいと思います。すべての相談窓口なら、ここの指標には相応しくないと思います。

P.59の「7-1-1」の指標「地域発信型ネットワーク会議参加者」は、「7-1-2」、「7-2-1」にもあり、3か所に出てきます。同じ指標が何か所も出てくるのは不自然であり、もっとも相応しいところに掲載すべきだと思います。また、「地域発信型ネットワーク会議参加者」の単位が、「7-1-1」は「人/年」ですが、「7-1-2」は「人」です。整理して記載したほうがよいと思います。

P.59の「7-1-2」の指標「視覚に障がいのある人における点字・声の広報登録者割合」についてです。以前にいただいた報告書では、平成22年が17.9%で、平成25年が16.5%となっており、今回示された15.3%と下がってきていますが、めざす値は20.3%と上げる方向です。下がっている原因は、ネットなどのメディアが発達したことで不要になってきたからなどがあるのでしょうか。そのような分析をしたうえで、上げる方向にしたのですか。

P.59の「7-1-2」の指標「高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種が参加できる研修会・会議等の参加者数」の「多職種」がどのようなものかが分かりません。よく読めば、「7-1-2」の重点取組の③にある「保健・医療・福祉が連携した」のことかと推測したのですが、「多職種」とわざわざ書く意味も分かりにくいため、もっと分かりやすく記載したほう

がよいと思います。

P.61の「7-2」の「2 前期の取組成果と後期の課題」の7行目にある、「老人クラブへの活動支援」についてです。前回いただいた資料の「前市民会議委員の意見交換」で、「老人クラブという名称はどうか」というご意見がありました。確かに、今の高齢者には元気な人も多く、「老人クラブ」という名称はどうかと思います。芦屋らしい名称を作ってもよいと思いますし、既により案があればそれを使ってもよいと思います。

(徳田委員)

「ハピネスクラブ」という名称があります。

(野村委員)

せっかく名称があるなら、是非そちらを。

P.62の「7-2-2」の「元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行います」についてです。この文章を読むと、老老介護ではありませんが、高齢者に高齢者を押しつけているような印象をもちます。重点取組をよく読むと真意は分かるのですが、重点施策の文言としては美しくなく、せっかくの重点取組がぼやけてしまうような気がします。「7-2-1」で「地域とともに」と地域とのつながりについて触れているため、次に何をすればよいかということに視点を置いて、重点取組の記載に相応しい文言にしたほうがよいと思います。

P.63の「7-2-3」の指標でも、「老人福祉会館」、「老人クラブ」の名称を検討したほうがよいと思います。

「7-2-3」の指標「老人クラブの会員数」は、ほぼ横ばいですが、芦屋市の高齢者数の増え方を見ると、高齢者が入りたいと思えるようなクラブを作って、もう少し上を目指せるような指標を作っていたいただきたいと思います。

P.64の「7-3」の「2 前期の取組成果と後期の課題」の下から5行目に、「障がい福祉サービス等の基盤整備・充実を図るとともに、人材の育成支援にも取り組む必要があります」とありますが、「3 後期5年の重点施策」で、「人材の育成支援」についてどのような取組を行うかが見えませんでした。どのような

人材を欲して育成したいのかを記載した方がよいと思います。

P.65の「7-3-1」のサポートファイルは、「障がいのある人に渡すもの」という認識でよいでしょうか。

(市側：寺本部長) その通りです。

(野村委員) そうであれば、P.65の「7-3-1」の②で、「支援を必要とする人が、途切れのない支援を受けられるように」サポートファイルを渡すとなっていますが、「7-3-1」の表題である「障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います」を、市民の理解を深めるととらえると、内容が合いません。重点取組の①は市民への普及、啓発で、②は障がいのある人当事者への取組となっており、①と②が合っていないのですが、この点についてどうなのか教えてください。

P.65の「7-3-1」の指標「サポートファイルの配布部数」は、毎年更新しては渡すものか、累計なのかが、分かりません。めざす値は、平成32年に配布する冊数なのか、平成32年までに配布する冊数なのかが、分かりません。障がいがある人が何人おられるか分からないので、冊数より、「市が認識している障がいがある人に100%渡す」など、割合で示すほうが分かりやすいと思います。

(林 会長) サポートファイルの説明をお願いします。

(市側：寺本部長) サポートファイルは、3歳児健診などの健診時に発達の遅れなどの何らかの課題がある人について、支援が必要な療育内容を、年を重ねていく度に1から全てを説明することをなくすために、1つのファイルに書き込んでいくものです。保護者は、障がいがある子どもについて、違う人に何度も同じ話をしなければならないという苦勞をしているため、それを解消して、その後の話から始めることができるようにするものです。サポートファイルを、保護者とともに支援者が共通理解をもったうえで支援を行うためのツールとして使用していきます。

(野村委員) 一度いただいたものを使い続けるということですか。

(市側：寺本部長)　そうです。

(野村委員)　分かりました。

P.65の「7-3-2」の指標「障がい福祉に関するアンケート調査による『相談相手』が障がい者相談支援事業と回答した割合」は、複数回答ですか。他に「保護者」や「親せき」などの選択肢がある中で、障がい者相談支援事業を選ぶということですか。それとも障がい者相談支援事業だけを選ぶということですか。複数回答なら、もっと上を目指せるのではないかと思います。

P.66の「7-3-4」の②の「チャレンジド雇用」についてですが、後ろの用語説明を見ると、「一度公の場にきてもらい、短期間雇用を経て一般企業等への就職につなげる」と理解したのですが、それでよいですか。

(市側：寺本部長)　その通りです。

(野村委員)　短期雇用は、公の場で雇用するということでしょうか。

(市側：寺本部長)　芦屋市役所で雇用するということです。

(野村委員)　実際に必要なのはそこから先で、一般企業にどれだけ就職できるかが大事です。③もそれにつながるのではと思いますが、一般就労についての指標があればよいと思います。そこに芦屋市の思いが出てくると思います。「7-3-4」の指標の「芦屋市障害者雇用奨励金の交付人数」ももっと増やせるような社会になればよいと思います。

(今川副会長)　委員の中にご存知の方がおられたら教えていただきたいのですが、介護保険事業制度が改革されて2年後から、地域でのボランティア、介護等の比重が高まると思います。芦屋市は、芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例等で進めているため、介護保険事業制度の改革とともに、市民同士の協働、行政と市民との協働など、市民参画協働の理念を盛り込んだ方がよいと思います。

(林 会長)　どなたかお分かりの方にご発言いただければありがたいです。または、事務局から何かありますか。

(市側：寺本部長) ご意見は、新総合事業のことだと思います。現在、介護保険では、介護給付と予防給付があります。予防給付のうち、ヘルパーに来ていただく事業と通所介護事業が、予防給付から外れて地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。これは、介護事業者だけでなく、NPOやボランティアも含めた様々な市民参加を得て事業を推進するものです。市民参画協働については、芦屋市は今年4月から、新総合事業を高齡介護課から地域福祉課に担当課を変えています。住民参加の視点で取り組むものとして、つながるものという認識をしています。

(今川副会長) そのことをもっと強調して書いてもよいと思います。

(市側：寺本部長) それには合意形成が必要です。

(徳田委員) 実際に、ボランティアが参加している例はあるのですか。

(市側：寺本部長) モデル事業では、有償ボランティアで参加いただいているものがあります。関わっている市民の方が、好意的にボランティアに参加しているケースもあると聞いています。介護保険で定められる項目ではなく、自由に関わることができるため、そのような関わり方もあると思われれます。

(堀 委員) P.59の「7-1-1」の指標の「地域発信型ネットワーク会議参加者数」についてですが、私も参加していますが、現状の657を1,000にするのは、非常に難しいと思います。

P.63の「7-2-3」の指標「老人クラブの会員数」も減少傾向であり、自治会の会員数も横ばいです。「老人クラブ」という名称の問題だけではありません。芦屋市民の現状を見ると下降線をたどっています。この状況をどうするかを考えていく必要があります。

(林 会長) この文章では厳しい現状が伝わらないということですね。

(堀 委員) その通りです。

(徳田委員) 今のご意見に関連してですが、P.59の「7-1-1」の①に記載されている、「地域発信型ネットワーク会議参加者を地域関係者以外の市民にも広く呼びかけます」が本当にできるかがポイ

ントです。現状は、自治会は固定したメンバーで行なわれています。行政は地域関係者しか足がかりがなく、そこにしか呼びかけができませんが、そこもだんだん疲弊してきます。どのようにして地域の他の接点を作り上げるかを模索することが必要です。

(西村委員) 市民は、市民活動をする中で気づきや思うことがあっても、伝えるところがないと感じています。「どこに言えばよいのか」と思っていたため、「地域発信型ネットワーク会議参加者を地域関係者以外の市民にも広く呼びかけます」という文章は、嬉しいです。他にも人材が多いにも関わらず、地域発信型ネットワーク会議に参加する人が固定されているのが問題です。私は、広報紙で市民委員募集という呼び掛けを見て手を挙げることができたためこの会議に参加することができています。実は、ボランティアのすそ野は広がっており、活動している市民は多いのに、思うことがあっても言っていく場所がないというのが現状です。

(林 会長) 市民の側から、思うことがあっても言っていく窓口が見えないということですが、行政としてはいかがですか。

(市側：寺本部長) 本市では、高齢者や障がい者の分野も地域福祉が担当しています。地域発信型ネットワーク会議は、多くの市民に参加していただきたいということで、平成12年にスタートしたかなり歴史があるものです。元々は高齢者のみのネットワークでしたが、今は子どもも障がいのある人も含まれています。それと並行して地域福祉の推進という取組があります。これは、課題をもつ人が集まって発表する場を設けるというものです。このような取組も並行して行いながら、両者がつながっていくのがよいと考えています。「市民が言っていく場所がない」というのは、われわれの広報不足だと思いますので、地道に積極的に広げていきたいと考えています。参加が増えてきているのは、間違いありません。

(林 会長) 福祉以外でも似たようなことがあると思うため、他でも同じ問題意識をもって、検討していただきたいと思います。

(寺見委員) サポートファイルについてですが、この資料を読んだときにこ

の意味を理解できませんでした。私は、子どもの分野を専門としているため、芦屋市で、サポートファイルをどのように扱っているのかが気になっています。サポートファイルをもつことがよいのか、あるいは、サポートファイルをもつことで、その人の芦屋市での生活の軌跡を作るためのシステムが、バックにきちんとあるのかどうかと思っています。西宮市では、「みやっこファイル」という名前を付けており、発達支援センターがそれによって支援を行っています。サポートファイルが、1人の子どもが成長して就職するまで支援できるシステムを作っているのかどうかです。前回のもので見ても、障がい児に関わる場所が見えませんでした。どのようにリンクしているかが知りたいです。

指標の数値の問題は、増えればよいのかどうかと疑問に思っています。老人クラブについても、社会的情勢の中で、数値が増えるということが何を意味しているかだと思います。少子化の中で数値が増えるのはおかしいです。数値だけを切り取ると、障がい児を増やすのか、困った人を増やすのか、相談者が増えればよいのかというとらえ方になってしまいます。そうでないことは十分分かっているのですが、表現の仕方が難しいと感じます。

(福井委員) 施策目標「7-1」についてですが、高齢者の見守りに関して近年民間事業者との相互協定が進められています。2012年に、芦屋市と社会福祉協議会、コープこうべの三者が協定を結び、訪問による見守りの取組を行っています。このように民間事業者との相互協定の締結数が増えてきていると聞いているため、どこかに目標値を示してもよいと思います。

(内山委員) P.65の「7-3-3」の②に、「障がいのある人が地域で安心して生活できるように、市営住宅等大規模集約事業予定地における福祉施設や地域生活支援拠点等の整備を進めます」とありますが、今の福祉の流れは、それぞれの地域でお互いに支え合うことで、「障がいのある人が地域で安心して生活できる」という方向に進められようとしています。「市営住宅等大規模集約事業予定

地」に障がいのある人をすべて抱え込むのかという誤解を招く恐れがある表現と感ずるため、検討をお願いします。

(林 会長) 情報をもっている人とそうでない人では、行間に含まれる意味を正しく理解できるかどうか異なります。十分理解している人が作る文章は、一般市民は理解できないことがあるということに配慮して文章を考えていただくよう、お願いします。

(徳田委員) P.62の「7-2-3」の①についてですが、行政からシルバー人材センターに対して、中身の充実をきちんと行っていただきたいと思います。「シルバー人材センターの受注額」は、増えていますが、地域内総生産、地域内総支出を考えると、民業圧迫の部分があると思います。前の岡本副市長が、市内の造園業者に資格を取らせて様々なことができるようにしてきましたが、シルバー人材センターの仕事が民業圧迫になっている部分があります。行政としては、地域内のすべてが右肩上がりになるように、目配りすることも必要だと思います。

(市側：佐藤副市長) ご指摘の部分については、誤解のないような表現にしたいと思います。実態としては、シルバー人材センターに発注している金額の総額は、阪神間各市の中で芦屋市がもっとも低い状況です。工夫を念頭に置きながら、適正な数値を目指したいと思います。造園業者に資格を取得していただいたことについて、その後の状況ですが、資格を必要とする発注案件については、その資格を保持している業者に発注しています。表現は検討させていただきます。

(林 会長) 「目標とする10年後の芦屋の姿」の8に移ります。ご意見をお願いします。

(野村委員) P.68の「8-1-1」の指標「犯罪被害者等に対する支援ができる人材の育成等に係る研修への参加人数」についてですが、研修に参加しただけでとどまっていたらならないと思います。実際に支援ができる人材が、芦屋市に実際にどのくらいおられるかは分からないのですが、支援ができる人の人数を指標にすれば、

何かあったときにも、安心できます。研修に参加するだけでは、物足りないと思いました。

P.69の「8-1-2」についてです。P.68の「2 前期の取組成果と後期の課題」の最終行に「教育活動などの充実が必要です」とありますが、最近子どもが勝手にネットで買物をするなど、責任年齢が下がってきているため、教育活動の中には、子どもへの教育も入れていただきたいと思います。

P.71の「8-2-2」指標についてですが、市民の意識はもっと高い数値があったと思います。芦屋市は他市に比べて暴力団関係は少ないと思うので、指標まで出す必要があるのかと思います。暴力団関係との付き合いをしなければならないことはもちろん重要ですが、犯罪＝暴力団ではなく、もっと身近な他の指標の方がよいと思います。実際に、芦屋市に暴力団はあるのですか。

(徳田委員) 以前は組が1つありました。市内には数名います。具体的なトラブルはありませんが、広域指定を受けている暴力団員がいます。市としては、そのような人に、市営住宅の入居の斡旋や公共物の貸出はしないことを、条例や規則で定めています。

(野村委員) 市はもちろんですが、国としても行っているあたりまえのことですね。

(徳田委員) 芦屋市では少ないですが、祭りの露店にはそのような対象者がいるため、知っていただくというものです。

(上月委員) 先ほどのご意見につながるのですが、金銭教育や消費者教育、個人情報教育など、教科を横断して学ばねばならない内容が次々に増えており、学校では、整理に追われて教育が難しくなっています。時代の要請に応じて、発達段階も考慮しながら、教育の年間計画の内容を常に見直すことが必要だと思います。

(徳田委員) P.69の「8-1-2」の指標で、ぜひ検討していただきたいことがあります。芦屋警察で、電話にセットして、振り込め詐欺や悪質商法からかかってきたら電話番号が表示されるものを貸し出ししていますが、大変有効なものだと思います。そのようなも

のを指標として考えるほうが、具体的でよいと思います。このようなものを使わなければ、高齢者に対する悪質商法の対策はできません。高齢者はいくら教育しても、認知症になると忘れてしまいます。厳密に言えば、同居して見守りしなければ、防止はできません。そのような機器を使って高齢者を守ることを考えるのが良いと思います。

(市側：北川部長) 警察のそのような取組は知りません。

(徳田委員) 試しに使っている人がいますが、良いものです。警察で電話番号を更新しており、登録されている電話番号からかかってきたらすぐに分かるものです。悪質商法をする人は、高齢者や一人暮らしの家に、黄色や白のシールを付けて目印にしています。高齢者は、そのことに気づいていないため、何度も被害に遭います。芦屋市の高齢者は、被害に遭っても言いにくいようで、隠れた被害が相当あるのではと思います。理念だけでは防止は難しいため、ぜひともハードウェアも駆使して、防止策を考えていただきたいと思います。

(林 会長) 「目標とする10年後の芦屋の姿」の9に移ります。ご意見をお願いします。

(徳田委員) P.75の「9-1-2」の指標「119番通報受信から出場までの時間短縮」ですが、3秒短縮することを、わざわざ指標に上げる意味があるのかどうかと思います。芦屋市の消防が全国平均より速いことは分かっています。むしろ、P.74の「2 前期の取組成果と後期の課題」に、「芦屋市の消防が全国平均より速いため、さらに短縮をめざす」という文章を示す程度でよく、わざわざ指標を掲げる必要はないと思います。

P.75の「9-1-2」の指標「緊急性のない119番受信件数」は、消防の火災のみですか。救急車も含んでいますか。救急車も入っているとすれば、重篤な人の利用に限るようにはすべきだと思いますので、もっと高い目標にしてもよいと思います。

P.76の「9-1-3」の指標に「マンホールトイレ設置学校

数及び井戸設置学校数」がありますが、現在、芦屋市の公園などの公共施設に災害時協力井戸が25か所あります。これ以外にも、個人のお宅で井戸をもっているところが相当数ありますが、実態は把握できていません。災害時には、生活用水が非常に大事なため、確保に努めるということを行政も言っていたと思います。井戸の活用も入れていただきたいと思います。

(工藤委員)

P.74～75の「9-1-1」の③と④に関してですが、要援護者の支援について、もう少しわかりやすい指標が必要だと思います。共助として、つながりがしっかり見えるような指標があればよいと思います。

P.75の「9-1-1」の④で、「情報伝達の手段の追加導入を検討します」とありますが、一般の人への災害時の情報伝達の課題や目標はないのかどうか疑問に思いました。要援護者に対する充実も大事ですが、まず一般的な災害の情報伝達も重要な取組だと思います。

P.75の「9-1-1」の指標「地区防災計画（津波・土砂）策定数」が、0から2件ということですが、どのくらいの地域に分けて想定しているのか根拠が分かりません。

P.75の「9-1-2」の指標「はしご車架梯・接近状況可否」は、母数が分からないため、これでどのくらいが解決できるのか、分かりません。

P.77の「9-2-1」の指標「旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修等実施件数」は、その年に実施される件数でしょうか。件数のとらえ方が分かりません。

P.78の「9-2-2」についてですが、新築の公共建築物の耐震は、一般的に通常の基準より高くして、防災拠点にしたり、災害時の支援の場所として使うため、「重点取組」の文章の中に、そのような公共建築物の位置づけを書く必要があると思います。

(市側：辻部長)

地区防災計画は今はできていない状況です。地区毎に自ら作る

ことになっています。めざす値の「2」は、津波想定地区と、土砂想定地区で取り組んでいただくことを考えています。津波と土砂の対策を立てる必要がある地域を指しています。

(工藤委員) これだけでは、理解できません。何を目指していて、指標を出しているのかが分かりません。

(市側：辻部長) 記述を工夫するようにします。

(林 会長) 市民は、やるべきことがどれだけあり、そのうち、どれだけ進んでいるかを知りたいと思っています。全体として安全な方向に進んでいることは分かるのですが、数値は、現実をリアルに把握すべきものですが、背景が分からないということです。

(工藤委員) 私も震度7を経験し被害調査も行いました。協力し合える範囲は、浜側、山側という地域単位ではないという認識をもっています。現在、計画がないということも分かりますが、芦屋市として、どのように対策を作っていきたいかという目標がなければ、実現が難しいと思います。

(市側：辻部長) 本来なら、計画数ではなく、計画策定したパーセンテージがふさわしいと思います。どの単位で作るかは、難しいため、工夫したいと思います。

(工藤委員) 数値だけで示そうと思うと無理が出てくると思います。

(市側：辻部長) P.75の「9-1-1」の④の災害時の情報伝達的手段についてですが、健常者には、防災無線やメールなどの様々な手段を講じています。それでは伝えられない高齢者や障がいのある人への伝え方が課題となっているため、ここに記載しています。

(工藤委員) それ以外の、一般的な情報伝達手段は十分できているという認識ですか。

(市側：辻部長) 様々なツールがありますが、ここでは、そのツールを使いこなせない人を対象にしています。P.75の「9-1-1」の指標「個別避難支援計画策定数」は、共助ができていない人が3,000人ということです。「個別避難支援計画策定数」があるということは、誰かに助けてもらえるということなので、共助ができてい

数と考えてよいと思います。災害時協力井戸については、ご指摘の通りなので、表現を記載する方向で調整します。

(市側：山城部長) P.77の「9-2-1」の指標「旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修等実施件数」,「旧耐震基準のマンションの耐震改修実施件数」は、毎年度の戸数です。ただし、120戸が1棟、2棟とあるような大規模なマンションの場合、それだけの戸数が対象として実施されたということになります。

(工藤委員) 耐震改修の必要性がある建物の戸数は把握していますか。

(市側：山城部長) 把握しています。

(林 会長) それを含めて指標を見直すことはできませんか。

(工藤委員) 何を目標にしているかが見えないため、この数値で、効果が上がっているのかどうか判断できません。耐震改修の必要性がある建物はだんだん減っていくと思いますので、最終的に100%を目指すとして、目標値を何パーセントにするかを定めるほうがよいと思います。

(市側：山城部長) 表現等も含めて検討します。

(徳田委員) 確認ですが、1棟で200戸のマンションあったとして、そのうち入居者が120人あったから120戸ということですか。それとも120棟ですか。

(市側：山城部長) 120戸です。

(徳田委員) 専有部分の改修ということですか。

(市側：山城部長) スリットを入れて耐震を高めるスリット工法です。

(工藤委員) 補足しますと、地震の負荷はねじれがもっとも大きいのですが、スリットを入れることでねじれを軽減する工法です。基本的にマンションは部分的な耐震はできないため、1棟で行います。200戸のマンションの改修で120戸という実績が上がってくることはありません。

(徳田委員) そうであれば、目標は戸数ではなく棟数にすべきです。めざす値が300戸となっていますが、1棟が300戸なら、1棟しかしないことになります。芦屋市全体のマンション数とそれに対して何パ

ーセントを目指すかを記載するほうがよいと思います。

(野村委員) P.75の「9-1-1」の指標「*個別避難支援計画策定数」と「*」がついていますが、後ろの用語説明に説明がありません。「*」が誤って付けられたのかどうか、確認をお願いします。

(事務局：稗田課長) 後ろに記載すべきものなので、追記します。

(野村委員) P.74の「9-1-1」の「重点取組」の③も「*個別避難支援計画数」と「*」をつけることになると思います。

(事務局：稗田課長) その通りです。

(野村委員) P.75の「9-1-1」の指標「避難訓練に参加した要援護者数」の単位が「人」になっていますが、これは累積なのか、「人／年」なのかが分かりません。

P.75の「9-1-2」の指標「緊急性のない119番受信件数」も「件」になっていますが「件／年」なのかどうかと思っています。

P.76の「9-1-3」の指標「職員等を対象とした災害対策本部運営に関する図上訓練回数」は、机上訓練だと思いますが、それだけでよいのかどうかと思います。机上訓練も大切ですが、実際に体を動かす訓練も必要だと思います。

P.76の「9-1-3」の指標「民間事業者との災害時における相互応援協定締結数」は、前回の報告書を見ると、平成22年が30件、平成25年が34件、平成26年が20件となっています。これは、累積ではなく、年毎の新たな件数ということですか。

P.76の「9-1-3」の指標「マンホールトイレ設置学校数及び井戸設置学校数」についてです。現在岩園小学校が改修していますが、岩園小学校がマンホールトイレと井戸を設置した場合、2校とカウントするのですか。カウントの仕方を教えてください。

(市側：辻部長) セットでカウントします。岩園小学校がマンホールトイレと井戸を設置した場合、1セットとしてカウントします。めざす値は小中学校の中で6校でマンホールトイレと井戸を設置するという

ことです。

(野村委員) 「設置学校数及び設置学校数」でなく「設置学校数」ですね。

(市側：辻部長) 訓練についてですが、訓練には、実働訓練と図上訓練があります。実働訓練は、実際にわれわれがよく目にする、機材を使って屋外で行うものです。図上訓練は、机上だけでなく、災害対策本部を設けて、具体的な課題を設定して対応を考えるというシミュレーションを行う訓練です。協定は、現在20協定あるため、5協定増やしたいということです。

(野村委員) 平成22年が30件、平成25年が34件、平成26年が20件と数値は下がっている点については、どうですか。

(市側：辻部長) それも含めて確認します。平成22年が30件というのは、自治体間でも協定を行っていますが、ここでは民間事業者に限定しているため、それも併せて精査します。

(寺前委員) P.75の「9-1-2」の指標「緊急性のない119番受信件数」についてです。この中には、芦屋浜の高層住宅の誤発報も含まれると思いますが、ここ数か月で減少傾向にあります。その大きな要因として、外国人の誤った利用や悪質な利用が発覚したことから、若葉町で嚴重注意したということがあり、ここ数か月でかなり減少してきています。しかし、相変わらず、高層住宅地域における誤発報は多いです。P.75の重点取組②で、外国語による啓発のあり方も検討いただきたいと思います。特に最近はスペイン語圏や中国語圏の方々の入居が増えており、悪質な利用や誤発報が問題になっています。この辺りを考慮して検討いただきたいと思います。

P.77の「9-2」全般に言えることですが、住宅の耐震化については、政府が掲げる目標数値があると思われるため、それも参考数値として、文言の中に加えたほうが、国と芦屋独自の数値目標を比較しやすいと思います。もしあるなら、国の目標数値も記載していただきたいと思います。

(内山委員) P.77の「9-2-1」の①に、「ダイレクトメールの送付」と

ありますが、文言が気になります。後ろの方に、個人情報保護条例で職員の意識向上というのがあります。P.77の「9-2-1」の①にある、「旧耐震基準」は、どのような形で情報収集されたのですか。ダイレクトメールではなく、単に「文書の送付」でも意味は通じると思います。ダイレクトメールは、業者の大量販売のような、悪い印象を受けます。市が使う文言としては、検討していただいたほうがよいと思います。

(林 会長) 第4章に移ります。P.112からになります。こちらは、ページ数が少ないので、「目標とする10年後の芦屋の姿」の14と15を合わせてご意見をお願いします。

(今川副会長) P.115の「14-1-2」の指標「パブリックコメントを知っている市民の割合」についてです。パブリックコメントが知られていない背景には、政策形成過程で市民を巻き込んでいない、巻き込み数が少ないことがあると思います。むしろ、その基本的な部分を押さえたほうがよいと思います。アンケートを行ったり、政策形成過程で意見を言ったり何かを行う人が増えれば増えるほど、パブリックコメントの段階で、市民に関心をもって見てもらえます。政策形成過程において市民を巻き込むことを考えたほうがよいと思います。それをどこにどのように表現するかは悩ましいです。

「14-1」に関しては、全般的に、政策形成過程におけるあり方から見直すことが必要だと思います。

(林 会長) 市民参画の多様な機会をもっと作り出すということですね。

(野村委員) P.115の「14-1-2」の指標「職員アンケートで協働したことの成果があると回答した職員の割合」が、現在約80%ということは、約20%は「成果がない」または「分からない」と回答したということになります。ここが重要だと思いますが、その分析はどのようにされていますか。市民と職員のアンケートを見ると、「14-1」、「14-2」、「15-1」に関しては、市民と職員の意識の差が大きいと感じます。職員は市民が肯定的であると実感して

いますが、市民の方は、あまり肯定的ではないという、この差をどのように埋めていくのかが、他の項目より一層重要と思います。「成果がない」という中にどのような差があるかという分析が重要だと思います。

P.117の「14-2-2」の指標が、それぞれに「達成率70%以上」となっていますが、まず「職員意識調査」が何なのかが分からず、達成率が70%でよいのかどうか気になりました。

P.117の「14-2-2」の指標「職員の情報セキュリティ自己点検における達成率70%以上の項目数の割合」については、マイナンバー制度などで今後ますますセキュリティが重要になる中で、70%でよいのかが気になりました。

(林 会長) 70%というのは、何ですか。

(事務局：米原部長) まだ意識調査をしておらず、今年度実施する予定です。これだけでは70%でよいかどうか分からないため、指標について整理します。

(徳田委員) P.116～117の職員の資質向上に関してですが、人材育成ができる人が最高の人材だと思っています。マニュアルでは人材は育成できません。机上では表せない部分が大いにあると思います。記載することではありませんが、今後の芦屋市にとって、幹部職員が後輩を育成することが大事です。今後の芦屋市を考えると、債務残高も市債残高も500億円を切りましたが、基金もほぼ使い果たし、足踏み状態に入っていきます。新規大型事業を1つ行うと大変なることを、市民は分かっていないと思います。P.123の指標を見て、議員として、「経常収支比率」はいつになったら80%台になるのかと思います。将来負担比率も117.4%で変わりません。この辺りの厳しさを市民にも分かっていただくよう、前段で表していくことが必要だと思います。

(寺前委員) P.116～117で、「14-2-1」で高い目標を掲げているため、指標のめざす値は評価したいと思っています。指標「人事評価対象者割合」は私も大賛成ですが、職員のあらさがしのための人事

評価ではなく、加点主義で、人材育成や頑張った人が報われるということ、文言として強調して記載してもよいと思います。そのほうが、市民にとっても分かりやすいと思います。

P.121の「15-1-2」の指標「指定管理運営施設の利用満足度」のめざす値は、今まで指定管理者の選定にあたって議案の採決に関わった立場で言うと、70%は目標値として低いです。様々な事業者から企画書が提案されますが、それをきちんと実行してもらえれば、70%は何なくクリアできる数値だと思います。地域の人に委託しているところもあるため、目標値を掲げることの難しさはあると思いますが、もっと高くしてもよいと思います。

(林 会長) 事務局から何か回答はありますか。

(事務局：稗田課長) 特にありません。

(野村委員) P.123の「15-2-2」の指標「将来負担比率」が横ばいというのは、行政としてよいのでしょうか。

(市側：脇本部長) 将来負担比率は、もちろん小さいほうがよいです。今後、市営住宅の大規模改修事業に多額の金額を投入します。JR芦屋駅南の開発もありますが、まだ規模や時期が分かっていません。このような中で過小に数値を掲げては非現実的になります。財政当局としては、横ばいというのもハードルは高いと思いながら記載しています。より小さい数値を目指しますが、元々横ばいも高いハードルだということをご理解いただきたいと思います。

(野村委員) そうであればそれを書いた方がよいと思います。これだけを見ると、せっかくの頑張りが伝わってきません。それらの事業があることが前提で、横ばいにしているということを記載したほうがよいです。特に、ここは市民に伝わりにくい部分なので、丁寧に書いた方がよいと思います。

(市側：脇本部長) 書きぶりは検討します。

(徳田委員) P.121の「15-1-3」の①にある「公共施設等総合管理計画」が大きく影響してきます。芦屋市が保有するすべてのインフラも含めた水道管、下水道管、道路、橋梁、建物は、今後の維持

管理が影響されます。恐らく、驚くくらいの金額が出てくると思います。今後はプラスの施策ばかり出てくるのではなく、公共施設の改修が大変になることを全市民も意識を共有すべきだと思います。その上で、市政をどうするかという視点をもつことが必要です。

(今川副会長) 「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」は、他市と比べると芦屋市は比率が高く、70%以上だと思います。大阪では、20～30%しかない市もあります。このような良好な状況をどのように維持していくか、また、良好な状況の中にも課題があるということ、もう少し鮮明に書いた方がよいと思います。加えて、総合戦略の説明が何もないので、総合戦略が何を目指しているかなどの内容を書いた方が、分かりやすくなります。

(林 会長) 前回の会議でも、総合戦略はまだ検討段階ということでした。明らかになれば記載できますか。

(事務局：稗田課長) 今川副会長のご指摘は、地方創生の総合戦略のことですか。

(今川副会長) いえ、芦屋市の総合戦略です。ポイントを要約して記載するのがよいということです。

(事務局：稗田課長) 現在市の中で原案を作っている段階で、総合計画後期基本計画との整合性も必要です。人口の増加に向けて、芦屋市にとって何が重要かについて、もう少し明確にしたものを出したいと思います。

(林 会長) 長時間ありがとうございました。回答いただけない箇所もありましたので、確認の上回答いただきたいと思います。

次第3 議事(3)ウ その他について

(林 会長) その他について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：稗田課長) 次回は、8月28日(金)午後7時から午後9時まで、南館4階第1委員会室で開催します。第3章について議論します。

4 閉会

(林 会長)

以上をもちまして平成27年度第3回総合計画審議会を閉会します。

以 上